

2 才十八方面軍の終戦処理の概要

一 方面軍は、英軍司令官の命により、パンコツク内には方面軍司令官以下終戦処理に必要な最少人員と、日々英軍に差出す勞務者と若干の交代員、才十六陸軍病院だけを残り、それ以外の兵員はナコンナヨーク、その他に移駐することとされた。

才十八方面軍終戦処理司令部要員並直轄部隊の將兵は、海軍の才十三機務地帯司令部（司令官以下約九〇名）を含めて、約四百八十名であつた。

二 兵糧彈藥について

兵糧彈藥の処理については、英軍は勿論、わが軍においても最も深慮に注意を払つて処理を進めた。

爾して、各地区共、部隊の集結に伴い、逐次、日本軍の命令によつて処理せられたが、總體の状況により才十八方面軍司令部の他才四

才十五、才三十五、才五十六の各編団の諸隊が、九月下旬迄に之を了つた。

方圓軍全体として、武装解除した總人員は、一一二、五八〇名で重なる兵器は次の通りであつた。

野 砲	五五	七一式十榴	一三	山 砲	七一
十五 榴	二	高射機関砲	五〇	高 射 砲	二五
歩兵機関砲	四九	戦 車 砲	二四	歩兵砲(曲射)	三
連射 砲	五一	迫 撃 砲	四〇五	擲 弾 筒	一、二一四
重 砲	六一八	小 銃	五、三二六	輕 砲	一、八五六
準 銃	四七八九	各種無線機	六〇二	將校及眼鏡	金 部
各種電新機	一、〇七二	將校佩刀 金 部			
自動貨車	一、〇〇〇	乗 用 車	二五二		
輕戰 車	一六	牽 引 車	一八	修 理 車	五〇

0775

1266

憲兵、光機関、俘虜收容所関係職員全部監禁

九月十九日午前九時、德國憲兵大佐以下憲兵及び関係者全員、光機関長磯田中将以下関係職員全部、俘虜收容所長菅谷大佐以下関係職員全員取調のため集合、それぞれ拘留所に監禁された。これが戦場客受者検査の先駆となつたのであるが、当時監禁された人員別の概要は次の如くであつた。

ノ憲兵隊関係

軍人 一〇五四 軍属 二一 台湾人 五

計 一〇六〇名

ニ俘虜收容所関係

軍人 一三九 軍属 八

計 一四七名

三光機関関係者

軍人 一二九 軍属 八

計 一三七名

0776

~~1267~~

同 表 補 事 項

タイ国内における作戦集積は、總軍から二十万人月分を承認されていた。その区分は、次の通りであつた。

バンコック	六万人月分	泰緬鉄道沿線	四万人月分
東北タイ	四万人月分	テナセリウム	二万人月分
北タイ	四万人月分		

右の整備計画は、九月末日完了を目途とし、被服、需品の一部をシンガポール、サイゴンからの運送に依存する外、専ら現地自活製品を以て充當する様に計画された。

終戦直前の運送は、現地製品は、概ねバンコックにおいて整備を終了し、各集積地に運送に輸送中であつたが、各輸送路が杜絶勝ちで予定数量には達しなかつた。

終戦と同時に、在バンコック各部隊に対し被服は全部新品と交換を

0777

1268

実施した。

又、規定の計画に基き、輸送力の許す範囲で、北タイに対する被服の前進を実施すると同時に、總軍の要求に基き、モールメンのビルマ日本軍に対する被服の輸送に全力を傾注した。橋上靴の如きは實にパンコツク在庫の大部を送送した。

終戦後、各隊の保有量については概ね一個月分を認められ、その他は連合軍が接収し、必要に応じて申請し、その上で補給を受けることとされた。

糧秣は、英軍命令により定量を定められ、日々の消費は、絶対にその定量を超過することを許されず、厳重に命令監督の下に実施された。定量表は専らカロリーを標準とし、才一團命令は二五〇カロリーであつたが、九月下旬才二團命令によつて定量表を改正し、筋肉労働者は二五三〇カロリー、一般標準者は一、八六五カロリーとし、又、米は前者は十六オンス、後者は一〇オンスとされた。靴

糧食品は、概ね従前の日本軍糧秣から、生鮮食品はタイ国産定^三で補給せられ、以上の定量は概ね正確に実施せられた。但し、生野菜、果実は應需量を食んでいたため、所定のカロリーは摂取できなかった。

被服及醫品の補給は、殆ど日本軍の接收品により実施せられ、主要被服は連合軍の劣勢状況及日本帰還の遅延等を見込んで、英軍に對して整備補給を請求した。この結果、在バンコック元日本軍所有の被服全部をナコンナヨーク七万名のために補給せられ、又、日本海軍所有の半靴一万足を以て、帰還時用として整備することができた。

五 金融事項

終戦後から十月三十一日迄の給養は英軍から指定せられ、その範圍内において、補足糧秣はタイ国から現品給付を受けたため、一般に

0779 1270

金銭支給を停止されたが、集結地へ移動中の部隊及鉄道沿線部隊の糧食費及現地苦力の賃金等は支払が認められた。

終戦直後、総軍命令に基き、資金の円系通貨は、各部隊において一切焼却させ、これが整理は方面軍に返納移算の形式をとり、方面軍の分任資金前後百匁において一括払出し整理した。

停戦と同時に将兵の俸給は、総軍命令により六箇月分以内の前払を実施し、手持銀資金の範囲において、各部隊概ね五箇月分（十二月迄の分）を前払した。

各部隊の共有金及恤兵金は、共有たる性質に基き、軍司令官の命により、終戦後から直ちに物品を購入せしめ、物品の購入不可能の部隊は現金を一律公平に分配し、若干の部隊を除く外、現金を零とした。

昭和二十年十月、英軍によつて資金は凍結せられた。十月三十一日現在の保有金額としての現金預金合計は一〇五、九八四、〇〇〇円（約）であつた。

昭和二十一年三月末までに、前記金額中から九七、六六四〇〇〇圓（二）を英軍に押収せられ、現金は資金凍結中における例外として、之を以て鉄道部隊の現地人労務者賃金及一部部隊の糧食費を支弁しつつあつた。

個人所有の私金及貴重品は、昭和二十一年三月十二日英軍によつて全部押収せられた。

その総額は次の通りである。

金額二三、八一九、一四三圓、貴重品二五八点（重なるもの金時計二人・指輪一三・真珠頸飾二・金印一）

朝鮮人軍属は、總て現地で解除したが、解除に際し、一部の者に対しては、連合軍命令による退職手当金を支給し、大部は、未払のところ、英軍命令により未払者に対する分の支給を命ぜられ、日本軍は連名簿と共に現金を添えて英軍に提出した。

連合軍の俘虜に対する郵便貯金は、全部一括して英軍を通じ、餘貨を以て支払い、その通帳は焼却した。

0781

~~1242~~

六 終戦後の勞務状況

終戦後連合軍に提供した勞務は、終戦直後の諸事が、尚續然として居た時代と、九月二十日終戦処理司令部開設以後と、又、二十一年六月、ニツボフ司令部を開設したる后の帰還輸送処理時代と、三者の間に夫々、差異があつた。

終戦直後の勞務は、無統制に行われていたので、特別勞務に属するものを除き、一般勞務はすべて、此の目的の為に編成した勞務隊で処理することにした。

隊長には当初、才七野戦補充隊長を以て之に充て、その本部と約二千人を射撃場兵舎に収容し、統制あり特色ある勞務隊を作り出すことができた。その兵力は次第に増加して六千人となつた。

七 終戦後の衛生状態

終戦直後を通じ、タイ國に於ける日本軍として雇われたものが二つあつた。その一は晝夜な食事情であり、他の一は医療に雇われたこと

であつた。

五四

バンコクにはタイ駐屯軍時代から爾方才十六病院があり、その内
容設備も逐年改善せられていた。終戦当時は清野中佐が病院長で、
日本政府からビルマ大学の講師として派遣してあつた慶応大学の前
田外科部長、植村眼科部長、辻田内科部長等も才十六病院に臨時職
員として勤務することとなり、医療上の權威が加わつた。病院長の
勢力で終戦前後を通じ、極めて豊富なる衛生材料を収集し得た外、
軍幕僚部と連絡して、ビルマ方面から転出して来た偕行社女事務員
等全部を臨時に教育して見習看護婦とし、患者の看護に当らせた等、
恵まれた条件の下にあつた。従つて病院の治療成績も優秀であつた。

在留邦人の状況

終戦当時の在留邦人は約二、一〇〇名（内婦女子九六〇名）で、この
中には若干の朝鮮人及台湾人を含んでいた。

その後ビルマから転進して来たもの、軍需からの身分切替者等を加

0783

~~1274~~

えて、その数は五、〇〇〇名以上になった。

終戦当時はテロ行為及強盗事件等が頻発し、邦人でその害を受けたものも少なくなかった。タイ人と華僑との間にも騒擾事件があり、華僑自体にも八月十六日には親日家として著名な中華商会主席陳守明氏の暗殺事件が発生する等、前途暗鬱たるものを感じたが、その後日本側の公明なる態度は、タイ国政府に感激を与え、爾来、才五国の立場においてあらゆる援助を惜まない様になった。

その後在留邦人は、バンコック北方約三十軒のバンパートンに九月十三日以降逐次移住し、二十一年三月には、三八七〇に達した。又別に大使館員山本大使以下は、文化会館職員、国際電気会社社員等と共に二九六名の集団となり、大使官邸及附近の官舎に分散散居された。

大船運輸送の準備並実施

エツボフ司令部の編成及新生兵舎の設備は、三月三十一日、英軍司

令官ブラウンスキル少将が方面軍司令官に明言した通り、帰還輸送
の準備成りその実務を行う機関として、昭和二十一年四月十日編成
され、これに兵站部補給部とが附属せしめられた。
ニッポフ司令部はバンマツタのメナム河畔新埠頭に設置し、英軍司
令官の直轄となり、四月十日から業務を開始した。

乗船前には、個人別に簡単な検査をし、白黒の判定を下し、白切
符受領者は乗船資格者となり、黒切符受領者は監獄に入れられた。
同時に私物検査が行われ、部隊により、又、個人により、押収され
た物品は区々であつたが、時計及び万年筆は大体一割内外押収せら
れ、その他新品短靴、靴、衣類等も検査員の好みによつて適宜押収
せられた。

検閲検査の終了後は、ニッポフ司令部内新生兵舎に入り、船の入港次
ぎ乗船させた。

前期（昭和二十一年四月―六月）帰還輸送の状況

タイ国における復員輸送は、四月十三日才七野戦補充隊一團一名及各部隊旅团成员三五三名計四九四名を才一船とし、爾後四月三十日才二航（二〇一名）、五月一日才三船、才四船（二、四八七名）と概ね順調に進捗し、才十八方面軍司令部のタイ国出發迄に、九三、六六八名、爾ち、在タイ兵力約一〇九、九〇〇名の約八割五分強が輸送された。

タイ国在留大使館員及び在留邦人約二、九五九名は前記とは別に、六月十五日、辰日丸に乗船帰還し、且、重症患者約一、〇〇〇名、護送員約四〇〇名は六月十八日鹿島丸に乗船帰還し、約六、五〇〇名は六月中に帰船することとされた。

才十八方面軍司令官のタイ出發（四月十六日）後は、小原少将が在タイ日本軍金部を指揮した。

六月末以降タイ国留置者は、バンコク一〇〇〇、泰緬鉄道沿線七五〇〇、タラ鉄道線一三〇〇、合計約九、八〇〇名で、之等は野戦

0786

1227

に従事した。

三八

軍民主力の引揚后、在留邦人は、バンコックに大使館員一四名、バンパートン抑留所に五五一名が獨留した。

後期（昭和二十一年六月―十月）船運輸送状況

六月十八日、才十八方面軍司令部タイ国出発に伴い、小原少将が獨留日本軍指揮官（新エツボフ司令官）となり、在タイ日本軍を指揮し、英軍の要求する各種作業に従事した。

当時タイに獨留した日本軍は約一四、〇〇〇（邦人を含む）で、六月末までに約三、〇〇〇名を送り、更に、八月上旬までに約二、〇〇〇名を運送して、夏南厘緬重連合軍司令官の命じたタイ地区殘留日本軍は約九、〇〇〇名となり、その主力約七、〇〇〇名は緬緬鐵道線の維持經營に、各一部を以てバンコック地区（約一五〇〇）の勞務、タラ鐵道の撤収（約三五〇）及スラトダニー（約一五〇）にかける航送作業に任じた。

0787

1228

十月上旬に至り、泰緬鉄道線処理に関する英タイ会談成立に伴い、日本軍残留の必要が消滅したため、沿線部隊主力（六〇〇〇）は十月二十日、その残余及バンコック地区部隊は十月二十四日及十月二十八日、それぞれバンコックを出発帰還した。クラ鉄道搬取部隊及スラトダニー作業隊は、十月一日及十月二十八日に、それぞれ駐留地を出発し、鹽路シンガポールに集結した。又、当時バンコックに抑留されていた約七五〇名も十月二十五日英船によりシンガポールに護送せられた。

以上でもつてタイ地区全日本軍は、現地離隊兵二八九名及人員未詳の行方不明者を除き、帰還を完了した。

引揚復員の関における諸般の状況に対する總括的状況は、次の通りであつた。

八 軍紀風紀

残留部隊は鉄道を除き、甚だしい混乱部隊であつたため、

五、各隊

長の統制は困難であつた。

兵に自分だけが残留して精神的肉体的に困難な労務に従事するのは不公平であるとの不平不満から、当初の軍紀は憂慮すべき状態であつたが、各隊長の絶大な努力で概して平靜に帰し、特に九月以降は良好となり、最後まで軍隊組織を完全に維持せられた。

大きな犯罪としても、着上官犯一件一名を生じたのみであつた。

2 残存抗戦部隊（単独軍人）について

残存抗戦部隊は皆無であつたが、兵器を携行して逃亡したものの中に、若干名は単独或は数名の組を以て主としてメコン河流域地区で自存を圖んだ者があつた様である。

3 駐屯地の移動状況及現駐地における任務

七月以降は駐留地の移動はなく、現駐地に落ちつき、泰緬線沿線部隊は鉄道の維持運営に、チュンボン部隊はクラ鉄道の撤収作業に、スラトダニー部隊は鉄道資材の輸送作業に、パンコツ

四〇

0789

~~1240~~

タ部隊は各種英軍の勞務に従事した。

食糧問題

タイ國の豊富な食糧事情と英軍当局の比較的理理解ある態度によつて、六月以降は、全員に対し、主食一六オンス（四合弱）を給せられ、且、現地自活その他の手段により不足野菜その他も補われ、食糧問題は満足すべき状態で終始した。

宿營施設

六月以降は大部分は旧日本軍兵舎に、一部はタイ國兵營に宿營し、施設は極めて良好であつた。

被服の状況

ビルマから転進した部隊を除き概して良好であつたが、殘留長期化するに伴い逐次衰損したため、操縦作業を奨励する一方、英軍からの補給（約五〇〇〇着）によつて、幸うじて補運時における感害を保つことができた。

衛生状況

才一次運送へ六月末までのものにより、患者及身体虚弱者を運送したため、殘留者は比較的強壯者で編成し、衛生状況も良好であつた。しかし大部分は、マラリア帶患者であり、又、泰緬邊地区はマラリア猖獗地であつたため、一時は、作業に支障を生ずるようなこともあつたが、英軍からヒノラミンの補給を受け、九月以降は概ね良好に維持された。

藥劑は特殊藥を除き潤沢で、帰還時相当量の余劑があり、全部マレー地区に転送した。

医療施設は兩万才十六病院及才百四十八兵站病院をそのまま継承したため、極めて良好であつた。

お 野 務 状 況

六月以降は、英軍の比較的遅解ある態度とタイ国の才三国的特殊事情により、終戦當時の如き無理もなく、概ね明朗な野務ができた。

0791

~~1282~~

英連合軍の日本軍及邦人に対する態度

当方面の英軍当局は概して紳士的態度であり、日本軍に悪感情を与えた事は、殆んどなかつた許りでなく、却て、日本軍を信頼し、或は、英軍の物資を放出し、又は、英軍司令部の警戒を全部日本軍に担任させた状況であつた。従つて、日本軍は、一度は武装を解除されたが、帰還前、数箇月は、逆に再武装する奇現象を呈し、又、同一地区内における日本軍相互は自由に交通ができた。

在留邦人に対しては、英軍当局の指示で、タイ国官憲が直接その整理に当り、良好な取扱であつた。

10. 邦人帰還の状況及将来の予想

邦人の大部は六月十六日帰還し、七月以降帰還したものは四〇四名であつた。

全日本軍の帰還終了後、タイに残留を許可された邦人は一四五名（女子・子供を含む）で、バンコク市に居住を制限せられ、

四五

0792

~~1283~~

救済營業を認められをかつた。

獨留司令部の帰還約十日前に全員が釈放されたが、全員はまだ失業状態であつた。

11.

原住民の日本軍及邦人に対する態度並その動向

タイ人の小乗仏教の良心と戦争中における日本軍のタイに対する施策宜しきを得たため、一般に日本に対し好意的同情的で、華僑すらシンガポールその他で見るとような侮蔑的言辭乃至行動をとつたものは殆んどなかつた。

時日の経過に伴い、殊更に同情を示す者はなくなつたが、全員帰還の日まで、不遇人による一部の盜難事故があつた外、極めて友好裡に終始することができた。

注、終戦より、翌昭和二十一年七月頃迄に於ける泰方面（才十八方面）の状況は、南方軍復員史別冊に掲載する通りである。